

第28回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.1

手帳	障害区分	番号	障害内容	自由形			背泳ぎ			平泳ぎ			バタフライ		
				25m	50m	100m	25m	50m	100m	25m	50m	100m	25m	50m	100m
身体 障 害 者	肢 体 不 自 由	I	1 手部切断	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
			2 片前腕切断または片上肢不完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
			3 片上腕切断または片上肢完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
			4 両前腕切断または両上肢不完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
			5 両上腕切断または両上肢完全 片前腕および片上腕切断	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
		II	6 片下腿切断または片下肢不完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
			7 片大腿切断または片下肢完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
			8 両下腿切断または両下肢不完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
			9 両大腿切断または両下肢完全 片下腿および片大腿切断	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○
	III	10 片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	●	○	○
		11 多肢切断または片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	●	○	○
	IV	12 体幹	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	●	○	○
知的 障 害 者	脳 原 性 麻 痺 い す 常 用 以 外 で	13 第7頸髄まで残存	○	○	○	○				○					
		14 第8頸髄まで残存	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
		15 下肢麻痺で座位バランスなし	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
		16 下肢麻痺で座位バランスあり	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
	III	17 四肢麻痺（車いす常用）または上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	○	○	○	○				○					
		18 両下肢麻痺または上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
		19 片側障害で片上肢機能全廃(片側のみでの泳法者)	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
		20 その他の片側障害で走不能	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
		21 その他走可能	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
	IV	22 浮具使用	○	○	○	○				○					
精神 障 害 者	視覚障害	23 視力0から0.01まで	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
		24 その他の視覚障害	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
	聴覚障害	25 聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	○	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○
	内部障害	27 内部障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
療育	知的障害	26 知的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
精神	精神障害	28 精神障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

身体障害者…○男女別・年齢別 ○男女別・1部 ●男女別・2部

知的障害者・精神障害者…○3年齢区分共通

第28回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2 – 1

1 年齢区分（令和8年4月1日現在）

障害種別	年齢区分
身体障害者	1部（13歳～39歳） 2部（40歳以上）
知的障害者	少年の部（13歳～19歳） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）
精神障害者	少年の部（13歳～19歳） 青年の部（20歳～35歳） 壮年の部（36歳以上）

2 参加可能競技種目

障害種別	参加可能競技種目	
身体障害者	◎	男子1部・2部 女子1部・2部
	○	男子1部 女子1部
	●	男子2部 女子2部
知的障害者・精神障害者	◎	男子・女子（3年齢区分）

3 身体障害者の障害区分

- ① 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障害がない場合は、7級対象部位いずれか一肢の障害として区分する（7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する）。
- ② 肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6級以上の認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。
- ③ 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- ④ 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- ⑤ 関節離断は、上位の部分の切断として扱う（肘関節離断の場合は、上腕切断となる）。
- ⑥ 完全とは、上肢または下肢の3大関節（肩・肘・手関節または、股、膝、足関節）の全てに機能障害のあるものをいう。機能障害とは運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- ⑦ 不完全とは、上肢または下肢の3大関節のうち1または2関節に機能障害があるものをいう。
- ⑧ サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害と扱ってよい。
- ⑨ 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- ⑩ 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
- ⑪ 視覚障害者の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指數弁は視力0.01とする。また矯正後の良いほうの視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、「その他の視覚障害」へ区分される。

4 競技上の注意

- ① スタートは、審判長の笛の合図で直ちにスタート台に上がり、足の指をスタート台の前縁にかける。（水中スタートは、審判長の笛の合図で水中に入り、少なくとも片手でスタートグリップを含むプールの壁をつかんだ状態からスタートしなければならない。身体的理由により壁をつかめない場合は、身体の一部がプールの壁と底の両方にについていればよい。）次に、出発合図員の合図でスタートの姿勢で静止し、スターの音（フラッシュ）でスタートする。
- ② スタートは一回制とし、フルスタートは失格とする。
- ③ 令和3年度より、全障害区分においてスタート方法が選択できる。

第28回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2 – 2

5 障害区分の解説

■ 肢体不自由 I

障害区分名			解説	
切断・機能障害	上肢	切断	1 手部 片側および両側の手部切斷者	
			2 片前腕 手関節の離断を含む片側の前腕の切斷者	
			3 片上腕 肘関節の離断を含む片側の上腕の切斷者	
			4 両前腕 両側手関節離断を含む両側の前腕の切斷者	
			5 両上肢 両上腕の切斷者	
		機能障害	片前腕・片上腕 片前腕の切斷および片上腕の切斷者	
	下肢		2 片上肢不完全 片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			3 片上肢完全 片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			4 両上肢不完全 両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者	
			5 両上肢完全 両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
	切断	6 片下腿 片足部の切斷を含む片下腿の切斷者		
		7 片大腿 膝関節の離断を含む片大腿の切斷者		
		8 両下腿 両側の下腿の切斷者		
		9 両大腿 両側の大腿の切斷者		
	機能障害	片下腿・片大腿 片下腿の切斷および片大腿の切斷者		
		6 片下肢不完全 片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者		
		7 片下肢完全 片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者		
		8 両下肢不完全 両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者		
		9 両下肢完全 両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者		
	上下肢	切断	10 片上肢および片下肢 片下肢の切斷および片下肢の切斷者	
			11 多肢切断 三肢以上の切斷者	
		機能障害	10 片上肢不完全および 片下肢不完全 片上肢不完全および片下肢不完全の者	
			11 片上肢完全および 片下肢完全 片上肢完全および方下肢完全の者	
体幹		12 体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する） (四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない)	

■ 肢体不自由 II

障害区分名			解説
脳原性麻痺以外で車いす常用	13 第7頸髄まで残存 14 第8頸髄まで残存 15 座位バランスなし 16 座位バランスあり	13 第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者 (肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない)
		14 第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者 (把持能力はあるが指を強く開いたり閉じたりできない)
		15 座位バランスなし	下肢に麻痺があり背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができない者
		16 座位バランスあり	下肢に麻痺があり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる者

第28回広島県障害者水泳競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2 – 3

■ 肢体不自由ⅢⅣ

障害区分名		解説	
脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患 脳外傷等)	17	四肢麻痺 (車いす常用)	四肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者で上肢駆動による車いす使用者
	18	上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害があり、走ることが不可能な者
		両下肢麻痺	両下肢に著しい可動域制限や麻痺等の障害がある者 (車いすや杖、松葉杖などを使用していることが多い)
	19	上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	上肢の協調運動障害が軽度な者で、走ることが不可能な者
		片側障害で 片上肢機能全廃	片側障害で患側上肢でストローク動作も走ることも両方が不可能な者
	20	その他の片側障害で 走不能	片側障害で患側上肢でもストローク動作が可能だが、走ることが不可能な者
	21	その他走可能	上肢の協調運動障害が軽度で走ることが可能な者や、片側障害で走可能な者等、上記区分に該当しない者
その他	22	浮具使用	重度の四肢体幹機能障害のある者で、浮具を使用する者

■ 視覚障害

障害区分名		解説	
視覚障害	23	視力0から 0.01まで	視力は、良い方の視力で判定する 指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算する。 指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する。
	24	その他の視覚障害	視力は、手帳と同様に矯正視力（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力）で判定を行う。

■ 聴覚障害

障害区分名		解説	
聴覚障害	25	聴覚・平衡機能障害 音声・言語障害 そしゃく機能障害	区分しない

■ 知的障害・内部障害・精神障害

障害区分名		解説	
知的障害	26	知的障害	区分しない
内部障害	27	内部障害	
精神障害	28	精神障害	